

授業科目名	社会法特論（社会保障法Ⅱ）	選 択	開講年次	3	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	労働保険を学ぶ		担当者	坪 義生		
講義概要	<p>【概要】 後半に当たる本講では、労働保険（労災保険法、雇用保険法）について学びます。制度の基本的な仕組みとともに、実務家(社会保険労務士)の立場から実務の一端について講じ、理解の一助としていきます。</p> <p>【到達目標】 労働保険のうち、労災保険は学生アルバイトにも適用される重要な制度です。業務災害、通勤災害の際にどのように給付があるのか、自分のこととしてとらえる必要があります。他制度も含めて制度の仕組み、法的関係を理解します。</p>					
履修条件	「社会法特論（社会保障法Ⅰ）」とあわせて労働法全体の講義内容となりますので、原則として一方のみの履修は認めません。					
教科書・参考書	<p>【教科書】 西村健一郎 『社会保障法入門』 有斐閣</p> <p>【参考書】 佐藤進他『社会保障判例百選』第三版 有斐閣 坪義生 『社会保険・労働保険の実務 疑問解決マニュアル』 三修社</p>					
授業回数	内容					
1	ガイダンス					
2	労災保険法Ⅰ(労災補償の意義、労災保険の適用事業、労働者)					
3	労災保険法Ⅱ(業務災害の認定、業務上の疾病)					
4	労災保険法Ⅲ(通勤災害)					
5	労災保険法Ⅳ(労災保険給付の概要、平均賃金と給付基礎日額)					
6	労災保険法Ⅴ(療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金)					
7	労災保険法Ⅵ(障害補償給付、介護補償給付)					
8	労災保険法Ⅶ(遺族補償給付、葬祭料)					
9	労災保険法Ⅷ(社会復帰促進等事業、第三者行為災害等)					
10	雇用保険法Ⅰ(雇用保険法の概要、失業の意義)					
11	雇用保険法Ⅱ(適用事業、被保険者、失業等給付の概要)					
12	雇用保険法Ⅲ(失業を保険事故とする給付その1)					
13	雇用保険法Ⅳ(失業を保険事故とする給付その2)					
14	雇用保険法Ⅴ(教育訓練給付、雇用継続給付その1)					
15	雇用保険法Ⅵ(雇用継続給付その2)					
評価方法	原則として、毎回、前回の講義内容について小テストを実施し、その結果に授業態度を加味して評価する。小テストの提出率が50%に満たない場合は評価の対象外とする。					
評価基準	上記授業単元の内容について、概略を理解した者は「C」、その背景や理由等も理解した者は「B」、さらに、主要な学説や判例を理解し、自己の見解を適切に表現できた者は「A」とする。単元の内容についての理解自体が不十分な者はその程度に応じて「D」または「E」とする。					
その他	期末試験は実施しない。					